

■ 競争的対話の議題及び回答

No	該当資料名	該当箇所		提案議題及び理由 (具体的詳細に記入してください。)	県からの回答内容
		頁	項目番号		
1	実施方針	3	1.(1).キ 事業スケジュール	<p>□ 廃掃法に合致した施設設置スケジュールの見直し 弊社が千葉県環境生活部に確認を行った結果、事業者が脱水施設を設置する場合、事前協議(協議期間7ヶ月程度)が必要となり、平成22年度の脱水施設1台の新設or設置は不可能となります。よって、実施方針内容を以下に変更することを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度で脱水施設1台を新設又は更新 ⇒時期を規定しない。 ・運営開始後2年以内に既設脱水施設2台を更新 ⇒3年以内に更新のこと 	<p>県水道局が廃棄物指導課に確認した内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議の前に「生活環境影響調査」(約3ヶ月)が必要である。 ・事前協議は6～7ヶ月(ちば野菊は7ヶ月)。 <p>以上のことから、実施方針及び要求水準書(案)で示している平成22年度内での脱水施設1台の新設又は更新については、変更することを検討しています。また、平成24年度までの設備更新及び撤去についても、半年～1年程度延期することを検討しています。検討結果は事業契約書(案)と同時に公表する予定です。</p>
2	実施方針	3	1.(1).キ 事業スケジュール	<p>□ 平成22年度の維持管理業務 平成23年4月の維持管理・運營業務開始後、既設脱水施設を稼働させる場合、更新までの期間に突発的な大規模修繕が発生する可能性があります。更新までの既設脱水施設の修繕リスクは水道局様が負担することも考えられますが、故障が発生した場合、運転不備によるものか、自然劣化によるものか、判断が難しいと考えます。よって、実施方針内容を以下のようにしていただくことを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成22年度4月に水道局様、事業者の双方の協議によりH22年度の水道局様の修繕項目を決定し水道局様が平成22年度に実施する。 ②平成23年度以降の修繕リスクは事業者負担とする。 	<p>平成22年4月に修繕項目を協議し、同年度内で全ての修繕業務を実施することは困難ですが、当局が平成22年度に必要と判断した修繕項目はすべて当局費用で行います。 なお、平成23年度以降の修繕リスクは事業者負担と考えています。</p>
3	実施方針 添付資料	6	予想されるリスクと責任分担表	<p>□ リスク分担の明確化 下記リスク分担について、明確化及び再考をお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)埋設物リスク 水道局様の公表した図面に記載のある埋設物は事業者リスク、それ以外は水道局様リスクとしていただきたい。 2)信号の授受 アラーム等の信号授受は事業者が事業用地内にハンドホールを設置しますので、そのハンドホールにて取り合いを行いたい。 3)汚泥性状変化 浄水処理の明確な変更(凝集剤の変更、高度処理等)により汚泥性状が変化し、有効利用方法が変更になった場合のリスクは事業者負担ではなく、「協議により決定する。」にいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)埋設物リスクについて 竣工図のない管路については、県水道局のリスクと考えています。最終的に不明の場合は、事前に試掘調査をすることを条件に加えることも検討しています。 2)信号の授受について排水処理施設内に当局が指定する通信方式に対応した接続端子を用意していただき、双方の各種伝送項目を取り合うことを想定しています。また、事業用地内にケーブル通線ルートを確保する必要があると思われます。 3)汚泥性状変化について 高度浄水処理については将来導入する可能性があります。今回の事業提案ではこれを考慮していません。事業期間内に導入する決定があった場合は協議事項と考えています(凝集剤の変更についても同様)。

■ 競争的対話の議題及び回答

No	該当資料名	該当箇所		提案議題及び理由 (具体的詳細に記入してください。)	県からの回答内容
		頁	項目番号		
4	実施方針	16	2.(6)	<input type="checkbox"/> 評価比率について 本件事業に関する提案における技術点と価格点の評価比率については、最近のPFI事業等々の評価比率傾向や以下の本件事業内容の特殊性から技術点を重視した事業者選定を希望します。 <input checked="" type="checkbox"/> 本事業の特殊性について ・既設施設を稼働しながら(性能を維持しながら)更新するため高度な技術を必要とする事業である。 ・既設土木構造物・建築物等を有効利用することを原則とするため、各種の課題を高度な技術をもって解決する必要のある事業である。	落札者決定基準については、5月末開催予定の「北総浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会」にて審議予定です。
5	実施方針	23	5	<input type="checkbox"/> 関係者協議会の設置 (仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業も関係者協議会を設置しています。 本件PFI事業では更に進めて、有識者を委員に加えた関係者協議会の設置を提案させていただきたい。 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者協議会(案) ・年1回開催 ・委員長:水道局長 ・委員:有識者(大学教授等)1名 ・委員:水道局2名 ・委員:事業者3名	(仮称)江戸川浄水場PFI事業と同様に、事業契約書に「関係者協議会」設置の条文を入れる予定です。 委員についても、(仮称)江戸川浄水場PFI事業と同様と考えています(協議会の下部組織として「ワーキンググループ」を設置予定)。
6	要求水準書(案)	10	Ⅲ.3.(1).2)② Ⅲ.3.(1).3)②	<input type="checkbox"/> 受電と進入道路 東電と受電について協議を行ったところ以下の要件を満足する必要が判明しました。 ・受電敷地は公共道路に接していること ・受電敷地はフェンス等により明確に分離されていること 以上を満足するためには、①要求水準(案)に記載のある事業用地だけでなく、水道局様、企業庁様を横切る道路に対してもフェンス等を設置する必要があります。 よって、要求水準(案)を①の内容に変更又は北総浄水場様から受電するに変更して頂きたい。	県水道局にて東京電力(株)と協議を行ったところ、「北総浄水場の既存フェンスが現状のまま、進入道路が県水道局所有(私道)となるのであれば、進入道路へのフェンス等設置による区画の明確化は不要である。」とのことでした。
7	要求水準書(案)	10	Ⅲ.3.(1).3)④	<input type="checkbox"/> 浄化槽ポンプ電源とITV電源について 事業用地外にて事業者が使用する設備として浄化槽ポンプ、水道局様が事業用地内にて引き続き管理する設備としてITV設備があります。 両設備に対してお互いに電力供給(電気料金の支払い)をする必要がありますが、電線の設置、料金の授受等煩雑になるため、浄化槽ポンプは水道局様が電力供給、ITVは事業者が電力供給とさせていただきたい。	ご指摘の方向で検討致します。

■ 競争的対話の議題及び回答

No	該当資料名	該当箇所		提案議題及び理由 (具体的詳細に記入してください。)	県からの回答内容
		頁	項目番号		
8	業務要求水準書	10	3-(1)-2)-②	<input type="checkbox"/> 進入道路の事業者施工範囲の確認及び進入道路施工用地の所有者の確認 公道に接続するに際し関係機関との協議を可能な限り簡略化できる方向を探るため。	進入道路の用地は、本年度中に県企業庁より取得します。周りは全て県企業庁所有地です。
9	業務要求水準書	9	3-(1)-1)-⑤	<input type="checkbox"/> 図面で特定できない管路の更新。 入札図書、図面として埋設位置・深さなどが特定されている管路については問題ないが、図面で特定されていない管路で運転上更新が必要と判断されるもの、又図面と大幅に位置が異なる管が出た場合の取り扱いを明示されたい。事業者が過大に不確定要素のリスクを見込むことを避けたい。	竣工図のない管路については、県水道局のリスクと考えています。最終的に不明の場合は、事前に試掘調査をすることを条件に加えることも検討しています。
10	業務要求水準書	9・別紙3	3-(1)-1)-④	<input type="checkbox"/> 取替不可能なものを除き全て更新対象とする。と記載がありますが、別紙3に電灯、動力盤、換気扇操作盤等が躯体埋込型となり撤去が困難なため、新設の盤は露出型としたい。	お考えの通りで結構です。
11	実施方針添付資料6 予想されるリスクと責任分担表	6	NO.11	<input type="checkbox"/> リスク分担表の内容確認 法人税、法人事業税、法人住民税等の選定事業者の売上・利益に関する税の新設・変更が選定事業者リスクとなっていますが、税の新設・変更は事業者ではコントロールできないため県●と考えますがいかがでしょうか。	法人税等は事業者が負担することが基本であり、選定事業者リスクと考えます。
		6	NO.44,45	<input type="checkbox"/> 送泥条件の変化に関するリスク ・No.44上記変化が一時的又は軽微なもの ・No.45上記変化が長期的・恒常的かつ著しいとあります。「一時的又は軽微」「長期的・恒常的かつ著しい」の定義について、質問93の回答において「提示した過去データに基づき合理的に想定される範囲で判断」となっています。この合理的な範囲の具体的な範囲について開示いただいたデータの最大値、最小値の範囲と考えますがよろしいでしょうか。 No.62及びNo.63についても同様の表現がありますので合理的な基準について御教示下さい。	送泥条件の変化の発生時又は変化が予想される場合に、県水道局と事業者が協議を行います。協議の際の「一時的又は軽微」又は「長期的・恒常的かつ著しい」の基準は、提示した過去のデータに基づき、合理的に想定される範囲で判断するものとし、最大値や最小値の範囲には限定されません。
12	実施方針	2	13	<input type="checkbox"/> PSC、PFI-LLC、予定価格の事前公表と詳細内容の公表について 実施方針に関する質問No.13に千葉県PFI活用ガイドラインにより、事前公表は行なわないとあります。 ガイドラインの「正当な競争が阻害される恐れがある」との理由は理解できますが、事業の採算性、安定的な運営管理方法等を検討するためにも、今回、上記の項目については公表していただけないでしょうか。 併せて、最低制限価格は設定するかを御教示願います。	本県においては、千葉県PFI活用ガイドラインに則り各種手続きを行うことになっており、同ガイドラインを逸脱することは出来ません。また、最低制限価格は設定しない予定です。 ●千葉県PFI活用ガイドライン P56 「その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため、PSCとPFI事業のLCCの差又は割合によりVFMの程度のみを示すこととする。」

■ 競争的対話の議題及び回答

No	該当資料名	該当箇所		提案議題及び理由 (具体的詳細に記入してください。)	県からの回答内容
		頁	項目番号		
13	実施方針	10	97	<p><input type="checkbox"/> 過去データからの合理的に想定される範囲 過去データからの合理的に想定される範囲は特に最大値や最小値に限定されないとありますが、</p> <p>①合理的な範囲とは具体的にどのような範囲となりますか。 ②公開された日報、月報、年報等を確認させていただき、日報の時間ごとのデータが無かったのですが公開をお願いします。特にH13年9月10,11,12,13日の分についてお願いします。</p>	<p>①については、1の2つ目の回答と同様。</p> <p>②については排水処理運転日報は、脱水機の処理回数ごとに記載するようになっており、時間ごとのデータは存在しません。</p>
14	業務要求水準書	4	441	<p><input type="checkbox"/> 脱水機運転時間の規定について 質問41に「・・・実際の運転時間を制限するものでないと考えてよいか」との回答に「その通りです」とあります。 これは、実際の運用が24時間となってもペナルティはないと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>一定以上の脱水処理の確実性を確保するため、平常の濁度時並びに高濁度時における運転時間を規定し、この運転時間において各計画流入固形物量を処理可能な設備を設けることが要件であり、実際の運用が常に24時間運転になるような設備では、前段の要件を満たしていないことになります。 但し、既設脱水機の更新が完了するまでは、現状と同様24時間運転が予想されますのでペナルティはありません。また、この場合の稼働時間延長に伴う費用増はサービス購入料に含まれます。</p>